

●香川県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成22年10月1日	セントケア丸亀城西 丸亀市今津町750番地8	セントケア香川株式会社 高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	訪問介護 介護予防訪問介護
平成22年10月13日	ケアファミ指定居宅介護支援事業所 丸亀市城西町1丁目4番11号	有限会社ケイファミ 丸亀市城西町1丁目4番11号	居宅介護支援
平成22年10月21日	デイサービスセンターりあい 仲多度郡まんのう町東高篠285番地1	社会福祉法人正友会 仲多度郡まんのう町長尾1102番地	通所介護 介護予防通所介護